

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人下村登の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて（なお、原判決は、貧富の度合いを刑の量定の基準にしているものではなく、示談の成立に至つていらないということを、情状の一資料として考慮しているに過ぎないものである。）、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年一二月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美